

第16章 証券税制

1. 証券税制の概要 現行税制は、基本的にレーガン共和党政権による「1986年内国歳入法」に定められている。同年の改正では包括的所得税が理念的基礎とされ、税負担中立という枠組みの中で課税ベースの拡大と累進税率構造のフラット化が図られた。それに伴い、証券税制としては、個人段階の少額配当控除の廃止、キャピタル・ゲイン課税優遇の廃止、法人間の受取配当益金不算入割合の圧縮等が行われた。

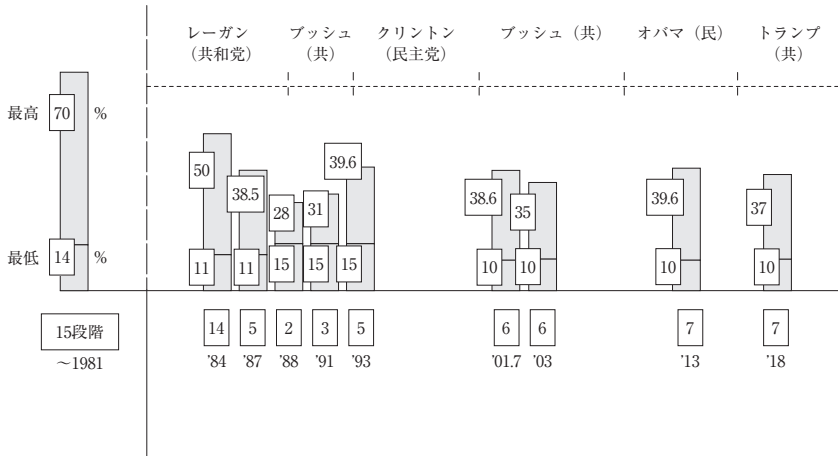
その後、ブッシュ(George H.W.Bush)政権の下で、個人所得税の最高税率が31%に引き上げられたが、長期キャピタル・ゲインの最高税率28%は据え置かれたため、これ以降、再びキャピタル・ゲインは課税上優遇されることになった。

クリントン民主党政権においても、「1993年財政調整法」のなかで個人所得税に36%、39.6%の2段階の税率が上乘せされるとともに、法人税についても、35%の最高税率が新設された。財政収支が改善の兆しを見せてきた1997年には「1997年納税者救済法」が成立し、証券税制としては、18カ月超保有した資産譲渡にかかるキャピタル・ゲイン税率の引下げ(翌98年に長期ゲインの要件は1年超に改正)、個人退職勘定(IRA)の拡充等が盛り込まれた。

2001年に大統領に就任したブッシュ(George W. Bush)は、同年6月、大型減税法を成立させた。その主たる内容は、個人所得税減税、IRA等のさらなる拡充などである。さらに、同年9月に発生した同時多発テロを背景に2002年度に財政収支が赤字に転じ、その後も景気低迷が続いたことから、2003年に政府はキャピタル・ゲインと配当に対する税率引下げを含む、新たな減税法を制定・実施することになった。こうしたブッシュ減税は期限立法であり、その適用期限は2012年末までであった。しかし、減税の失効と歳出の強制削減が重なる「財政の崖」を回避することを目的とした「2012年米国納税者救済法」が2013年1月2日に成立した。これによりブッシュ減税が一部継続される一方で、個人所得税の最高税率、長期キャピタル・ゲイン、配当に対する税率が引き上げられ、高所得者に対する課税が強化された。

また、トランプ大統領は2017年12月に個人所得税率の見直しや法人税率の引き下げを含む税制改革法を成立させている。

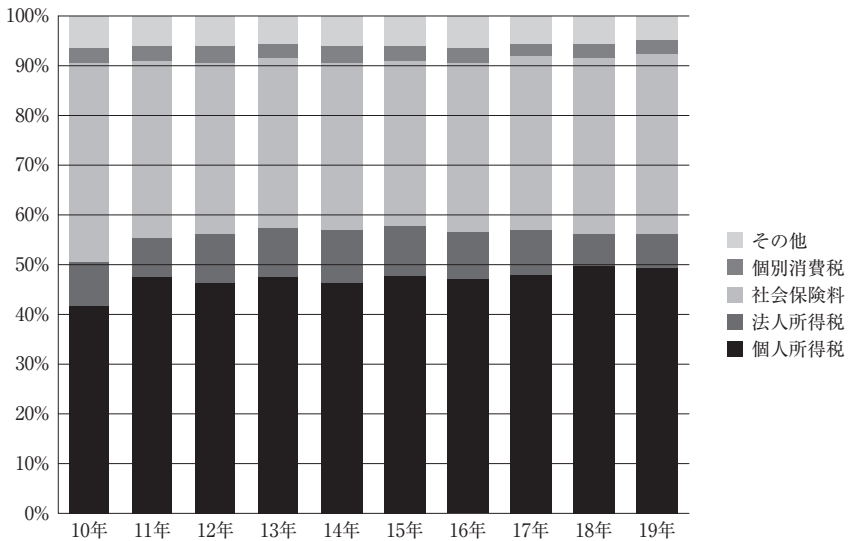
個人所得税の累進税率構造の変遷



(注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税が課される。

〔出所〕 財務省ホームページより作成。

税収等構成比の推移



(注) 2018年以降は推定値。

〔出所〕 Office of Management and Budget ホームページより作成。

2. 利子所得課税 個人の利子所得には、債券利子、銀行・貯蓄貸付組合・相互貯蓄銀行・信用組合等の金融機関の預金利子等が含まれる。利子所得に対しては、総所得から除外される州・地方債および教育貯蓄債券の受取利子を除き、次節以下で述べる配当所得やキャピタル・ゲイン等、他の所得と合算のうえ総合課税される。こうした納税者の申告による総合課税制度を有効に機能させるために、社会保障番号（Social Security Number：SSN）による納税者番号制度が1962年に導入されている。

利子（配当）所得に対する源泉徴収は、アメリカでは伝統的に行われていない。82年のレーガン政権の下で、増税策の一環として「課税の公正と財政責任のための1982年法（Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982, 通称 TEFRA）」により、83年7月1日以降、利子（配当）に対して10%の税率により源泉徴収を行うこととされたことがあったものの、金融界を中心とした強い反対があり、同法は実施されないまま撤回されたという経緯がある。しかし、84年1月から、利子（配当）の受領者が支払い者に納税者番号を告知しなかった場合等にバックアップ源泉税（Back-up Withholding Tax）が徴収される。その税率は導入時の84年時点では20%であったが、18年現在24%である。

また、ゼロ・クーポン債やストリップ債など割引債の償還差益も利子所得として扱われるが、その売却益はキャピタル・ゲインとして課税される。割引債に対する課税に関しては、発行価格と満期時における表示償還価額との差額を発行差金（OID：Original Issue Discount）といい、時の経過とともに所得として認識することが求められる。

なお支払利息に関しては、私的利息は所得から控除することは認められていないが、住宅取得のための借入利息、住宅価値を担保にした借入利息、投資資金の支払い利息などは調整総所得から控除できる。

利子所得に対する税制上の優遇措置としては、伝統的な個人退職勘定（IRA）や、401(k)プランなどの確定拠出型年金に関して、拠出金の所得控除制度および積立金の運用益の給付段階までの課税繰延べ措置がある。また、1997年に導入された課税後勘定であるロス IRA では、その収益に対して運用・給付の各段階で非課税とされる。さらに2006年からロス IRA と同様の仕組みを持つロス401(k)プランも開始された（第6、7節を参照）。

利子所得に対する課税

	個 人	法 人
課税関係 (源泉徴収)	・ 源泉徴収なし（ただし、納税者番号の告知を怠った場合等は24%の税率によりバックアップ源泉税徴収） ・ 総合課税（割引債の途中売却益はキャピタル・ゲイン課税、償還差益は利子所得課税）	総合課税 (税率：21%)
非課税措置等	・ 州債および地方債の受取利子 ・ 教育貯蓄債券の受取利子	_____

利子所得課税の状況

年	課税利子		非課税利子	
	申告数	金額 (単位：千ドル)	申告数	金額 (単位：千ドル)
1999	67,218,877	175,675,236	4,801,877	52,513,007
2000	68,046,458	199,321,670	4,658,345	53,951,877
2001	67,479,816	198,177,814	4,557,381	55,582,376
2002	63,584,806	149,024,899	4,453,829	54,564,465
2003	59,459,344	127,159,692	4,524,955	53,750,230
2004	57,605,888	125,474,158	4,416,851	52,031,763
2005	59,249,357	162,432,720	4,497,973	57,693,924
2006	62,401,235	222,707,445	6,038,822	72,970,971
2007	64,505,131	268,058,182	6,321,596	79,351,341
2008	62,449,609	223,291,064	6,453,113	79,821,721
2009	57,811,427	168,001,234	6,255,546	73,574,105
2010	55,130,125	139,611,242	6,103,182	75,163,368
2011	52,067,484	120,111,673	5,988,308	72,995,406
2012	47,972,509	111,789,613	5,954,819	71,066,052
2013	44,920,763	100,648,711	5,987,263	68,099,984
2014	43,334,329	93,894,280	5,799,616	62,473,659
2015	42,636,696	95,881,223	5,827,038	61,871,455
2016	42,583,036	96,640,232	6,069,076	60,652,535

〔出所〕 IRS 資料 (SOI Bulletin Historical Table 1, Individual Income Tax Returns: Selected Income and Tax Items for Tax Years 1999-2016) より作成。

3. 配当所得課税 個人の配当所得については、以前は一定の場合に利子所得と同様にバックアップ源泉税の対象になるもの以外は、原則として支払い段階では課税が行われず、社会保障番号（Social Security Number：SSN）に基づく申告により他の所得と合算したうえで総合課税されていた。

2003年減税法（Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）では一般の配当は有価証券の長期キャピタル・ゲインと同様に時限的に通常所得よりも低い税率で課税されることになった。すなわち、中高所得者が2003年1月から2008年末までに「適格配当所得（qualified dividend income）」を受け取った場合、当該所得に対して15%の税率が適用されることになった。同様に、低所得者が適格配当所得を2003年1月から2007年末までに受け取った場合は税率が5%となり、2008年中の配当については非課税となることになった。この0%と15%の税率は、2005年増税防止及び調整法（Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005）、及び2010年減税延長法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）によって最終的に2012年末まで延長された。さらに、2013年1月2日に成立した2012年米国納税者救済法（American Taxpayer Relief Act of 2012）により、この措置は継続されるとともに高所得者に対しては、新たに20%の税率が適用されることとなった。よって現在は0、15、20%の段階的課税（分離課税）が行われている。なお、配当に係る負担調整については、調整を行っていない（ただし、1986年12月31日までの受取配当金については、100ドルまで所得控除が可能であった）。

ここでいう「適格配当所得」の資格を得るには、基本的に以下の2つの条件を満たす必要がある。1つは、個人が国内課税法人、一定の条件を満たした適格外国法人、のいずれかより配当を支払われていることである。もう1つは、個人が配当の支払われる証券を、配当落ち日の60日前から数えて121日間のうち60日を超えて保有していることである。これらの要件を満たさない配当所得については、従来どおり通常所得として総合課税される。ただし、軽減税率が適用される適格配当所得は、これを通常所得として（所得税の限界税率で）課税されることを選択した場合を除き、長期キャピタル・ゲインと同様、負債利子控除の対象とはならない。

配当所得に対する課税

	個 人	法 人
課 税 関 係	・ 0, 15, 20% の段階課税（分離課税） ・ 源泉徴収なし（ただし、納税者番号の告知を怠った場合等は24%の税率によりバックアップ源泉税徴収）	総合課税
二重課税調整措置	なし (86年以前には受取配当を \$ 100まで所得控除可能)	内国法人間配当控除（①株式保有率が20%未満の場合は50%，②同比率が20%以上80%未満の場合は65%，③同比率が80%以上の場合には100%が、それぞれ益金不算入）

配当所得課税の状況

年	通常配当		適格配当	
	申告数	金額 (単位：千ドル)	申告数	金額 (単位：千ドル)
2002	31,409,759	103,241,332		
2003	30,475,097	115,141,232	22,449,379	80,994,736
2004	30,687,178	146,838,808	24,549,867	110,500,411
2005	31,175,376	166,482,004	25,853,686	118,980,474
2006	31,619,775	199,359,146	26,584,184	137,195,800
2007	32,006,152	237,052,127	27,145,274	155,872,285
2008	31,043,113	219,330,668	26,409,275	158,975,193
2009	29,287,816	163,458,846	25,412,544	123,570,203
2010	28,007,627	183,539,268	25,049,470	136,483,398
2011	27,762,355	194,609,806	25,154,875	142,015,345
2012	27,974,976	260,393,306	25,490,820	204,401,524
2013	27,688,374	214,972,683	25,493,503	158,069,115
2014	27,651,681	254,702,232	25,702,423	192,447,711
2015	27,607,044	260,252,720	25,755,976	203,187,788
2016	27,469,566	254,065,327	25,630,373	202,033,794

〔出所〕 IRS 資料 (SOI Bulletin Historical Table 1, Individual Income Tax Returns: Selected Income and Tax Items for Tax Years 1999-2016) より作成。

4. **キャピタル・ゲイン課税** 1913年に恒久的な個人所得税が導入された当初はキャピタル・ゲインも通常所得として全額総合課税された（ただしロス控除は不可）が、1922年に長期ゲイン（保有期間2年超）に低率の分離課税の選択が認められて以来、キャピタル・ゲインは課税所得のなかで特例的に扱われるようになった。そうした伝統を絶ち、キャピタル・ゲインの優遇を廃止したのが、1986年のレーガン改革である。このとき、ゲインは通常所得とともに最高28%で課税され、長期ゲインと短期ゲインの差異も消滅した。しかし、1990年の最高所得税率の引上げに際して、長期ゲインに対する税率が据え置かれたことから、キャピタル・ゲインの優遇が復活することになった。

その後、1997年と1998年の改正で、1年超保有の有価証券のキャピタル・ゲインは10%、20%の2段階の課税に軽減されたが、これらの税率は、2003年減税法によってさらに10%から5%（2008年のみ0%）に、20%から15%にそれぞれ引き下げられることになった。この2段階の税率は配当と同様に、2005年増税防止及び調整法（Tax Increase Prevention and Reconciliation Act of 2005）、及び2010年減税延長法（Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010）によって最終的に2012年末まで延長された。さらに、2013年1月2日に成立した2012年米国納税者救済法（American Taxpayer Relief Act of 2012）により、この措置は継続されるとともに高所得者に対しては、新たに20%の税率が適用されることとなった。よって現在は0、15、20%の段階的課税（分離課税）が行われている。

一方、キャピタル・ロスについては、まず当該年のキャピタル・ゲインと通算し、通算しきれない場合は、年間3000ドル（夫婦合算申告）まで通常所得から控除可能である。相殺しきれないロスは、翌年以降無期限に繰越できる。

またキャピタル・ゲイン課税に関連して、5年超保有の適格小規模法人株式のゲインに対する優遇措置（2010年9月28日以降については全額課税免除）や特定小規模法人（セクション1244）株式のキャピタル・ロスを5万ドル（夫婦合算申告の場合は10万ドル）まで通常所得から控除できる制度がある。なおここで、適格小規模法人株式とは、総資産が5000万ドル以下、資産の80%以上が適格事業に使用されていることなどの要件を満たす法人が1993年8月11日以降に発行した株式のことをいう。

キャピタル・ゲインに対する課税

	個 人	法 人
課税関係	・ 1 年超保有の長期キャピタル・ゲインは 0, 15, 20% の段階課税（分離課税） ・ 1 年以下保有の短期キャピタル・ゲインは通常所得として総合課税	総合課税
ロスの取扱い	・ 他の所得から年3,000ドルまで控除可能 ・ 控除不足額は、次年度以降に繰越可能	・ キャピタル・ゲインからのみ控除可能 ・ 控除不足額は 3 年の繰戻しまたは 5 年の繰越しが可能
非課税措置等	適格小規模法人株式に対する優遇措置	

キャピタル・ゲイン課税の状況

年	ネット・キャピタル・ゲイン		ネット・キャピタル・ロス	
	申告数	金額 (単位：千ドル)	申告数	金額 (単位：千ドル)
2002	9,969,731	268,202,336	13,279,894	29,833,878
2003	9,081,384	322,973,738	12,808,303	28,952,022
2004	10,875,231	497,227,695	11,513,428	25,492,046
2005	12,017,926	685,194,041	10,022,532	22,136,901
2006	13,427,079	789,797,297	8,641,990	18,751,674
2007	14,585,572	912,182,379	7,558,240	16,508,394
2008	8,052,357	495,146,902	12,356,862	28,568,091
2009	6,007,930	263,099,445	13,531,912	31,912,136
2010	7,353,062	393,628,206	12,806,473	29,819,583
2011	8,431,955	402,566,646	11,839,934	27,307,089
2012	9,761,666	644,856,734	10,479,764	24,186,446
2013	11,530,655	504,322,768	9,008,579	20,909,110
2014	12,594,948	705,007,630	7,594,938	17,619,852
2015	11,674,771	713,598,090	8,279,783	18,646,316
2016	11,070,003	634,341,271	9,054,395	20,125,823

〔出所〕 IRS 資料 (SOI Bulletin Historical Table 1, Individual Income Tax Returns: Selected Income and Tax Items for Tax Years 1999-2016) より作成。

5. 投資信託課税 ①規制投資会社 (Regulated Investment Company :

RIC) : 1940年投資会社法に基づく規制投資会社については、各年度の課税所得の90%以上を受益者(株主)に対して分配しなければならず、その分配額は損金に算入することが認められ、所得税と法人税の二重課税が回避される。なお未分配の部分は通常の法人税が課税される。規制投資会社から株主に分配される課税所得は原則として、通常の配当とキャピタル・ゲイン配当に区分される。一定の要件を満たす通常の配当については、株主が適格配当所得の一部に算入することができる。また、キャピタル・ゲイン配当は長期キャピタル・ゲインとして申告することができる。

②不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust : REIT) : 不動産投資信託は、各年度の課税所得の90%以上を株主に分配すること、信託の総所得の75%以上が不動産から生じることなどの要件を満たさなければならず、未分配部分にのみ通常の法人税が課税される。株主に分配される課税所得に対する課税に関しては、キャピタル・ゲイン配当は長期キャピタル・ゲインとして申告することができる。

③不動産担保共同出資 (Real Estate Mortgage Investment Conduits : REMIC) : 1986年改正法により導入された不動産担保共同出資は、不動産を担保とする抵当権をプールする組織体であり、それ自体は法人税の課税対象とはならず、出資者のみ課税が行われる。出資持分は通常持分(regular interests)と残余持分(residual interests)に区別されるが、税法上前者は債務として扱われる。

④金融資産証券化投資信託 (Financial Asset Securitization Investment Trust : FASIT) : 1996年小規模企業職務保護法により導入された金融資産証券化投資信託は、住宅ローン、クレジットカードの債権、自動車ローンなどの債権を証券化する法的主体であり、税法上納税主体とされない。また、対象となる資産が不動産関連ローンに限定されない点に特徴がある。金融資産証券化投資信託の通常持分は税法上債務として扱われ、その収益は発生主義に基づき課税される。

①と②は支払分配金に課税されないのでペイスルー事業体、③と④は税法上納税主体とされないのでパススルー事業体といわれる。

RIC および REIT に対する主な要件

規制投資会社 (RIC)	不動産投資信託 (REIT)
①内国法人であること ②1940年投資会社法に基づき管理会社もしくはユニット投資信託として登録されるかまたは同法に基づき事業開発会社として取り扱われること ③コモン・トラスト・ファンドまたは類似のファンドであって、同法に基づく投資会社でなく、銀行が保有するコモン・トラスト・ファンドでないもの ④当該課税年度の総所得の90%以上が、配当、利子、株式の売却からの収益等で構成されていること ⑤当該課税年度の各四半期末において、全資産価値の50%以上が現金、政府証券、他の RIC 及び他の発行者の証券で表せられること ⑥一発行者の証券または類似の事業を行う法人が支配する複数の発行者の証券に対する投資が全資産価値の25%以下であること ⑦通常の所得と免税利子の合計額の90%以上を株主に分配すること ⑧選択年度に様式1120-RIC による申告を行うことにより RIC として取り扱われることを選択すること	①組織が⁸、REIT の規定を除き、内国法人として課税される原因となるすべての属性を備えていること ②課税年度の課税所得の90%以上をその株主に分配すること ③選択の第一課税年度に様式1120-REIT による申告を行い、REIT として取り扱われることを選択すること ④信託の総所得の75%以上が不動産から得られること ⑤信託の総所得の95%以上が配当、利子、不動産賃貸料、株式の売却からの収益等で構成されていること ⑥課税年度の各四半期末における資産価値の75%以上が現金、不動産、または政府証券で構成されていること ⑦課税年度の各四半期末に、75%基準に規定するもの以外の証券が信託資産の価値の25%以下であること及び一発行者の証券が信託の全資産価値の5%または発行者の議決権のある証券の10%を超えないこと

REMIC および FASIT に対する主な要件

不動産担保共同出資 (REMIC)	金融資産証券化投資信託 (FASIT)
① REMIC として扱われることを選択すること ②全ての持分が通常持分か残余持分で構成されること ③残余持分が一種類であること ④設立日より3ヶ月目の末日及びその後の各四半期末に全資産が適格モーゲージと認められる投資からなること ⑤課税年度が暦年であること	① FASIT として扱われることを選択すること ②所有資産の全部が認められる資産であること ③内国銀行またはC法人が単一の所有持分を有すること ④規制投資会社とならないこと

〔出所〕 *Internal Revenue Code*, 本庄 資『アメリカ法人税法講義』税務経理協会, 2006年より作成。

6. 税制上の優遇措置(1)——IRA を中心として 勤労者の退職貯蓄に対する税制上の優遇は、1942年歳入法による適格退職年金拠出の非課税措置にまで遡る。税制面での恩典から、それ以降企業年金資産残高は急速に拡大するが、なお勤労者全体の半分しか企業年金に加入できない状況が続いていた。そうした背景から、個人退職勘定(IRA)は、1974年の従業員退職所得保障法(ERISA)に基づき、雇用主が提供する適格退職年金に加入できない勤労者を対象に創設された。IRA への拠出は一定額まで所得控除が認められ、かつ引出し時までその運用収益に対する課税が繰り延べられる。また、適格確定拠出型年金の加入者が退職した場合、その積立金を一定期間 IRA に移管することも可能であり、そうした離転職等の際に他の企業年金の受け皿となる IRA はロールオーバーIRA (通常の IRA とは別勘定で追加拠出は不可) と呼ばれている。

当初は、IRA には従業員 1 人につき年間1,500ドルまでの非課税拠出が認められていたが、81年にこの限度額が2,000ドルに引き上げられ、対象者も適格年金に加入している従業員や自営業者にまで拡大された。しかし、IRA は「高所得層に利益をもたらす」との批判から、86年改正法は企業年金加入者による IRA 拠出に対して制限を加えた。このため、非課税拠出額は85年の382億ドルから改革後の87年には141億ドルと激減した。

1997年納税者救済法は、貯蓄拡大の目的から、伝統的な IRA を利用するための企業年金加入者に対する所得制限を引き上げながら、同時に新たな勘定である「ロス IRA (Roth IRA)」を創設した。ロス IRA では、拠出が所得控除されないかわりに一定の要件を満たした将来の引出しは非課税となる。その課税拠出は、従来の IRA との合計で年間2,000ドルまで可能とされたが、ロス IRA には企業年金非加入者に対しても所得額による利用制限が設けられた。このような貯蓄振興策は2001年のブッシュ減税法(経済成長のための減税調整法)でさらに強化され、IRA (ロス IRA を含む) への拠出限度額は2008年までに段階的に5,000ドルに引き上げられることになり、加えて50歳以上の加入者を対象とした新たなキャッチアップ拠出も導入されている。また、拠出限度額の引き上げなどは2010年までの時限措置であったが、2006年の年金保護法により恒久化された。なお、拠出限度額はインフレ調整され、2018年は5,500ドル、2019年は6,000ドルとなっている。

伝統的 IRA とロス IRA の相違点

	伝統的 IRA	ロス IRA
利 用 資 格	・ 70.5歳未満で稼得所得を得ていること ・ 配偶者が企業年金加入者であるが、自らは企業年金に加入していない者は所得制限の下で非課税拠出可能	・ 所得制限の下で稼得所得を得ていること
控 除 可 能 性	・ 企業年金非加入者の場合、限度額まで控除可能 ・ 企業年金加入者の場合、所得制限の適用を受ける	・ 控除不可
適格給付の要件と課税状況	・ 59.5歳以降の引出しは通常所得として課税 ¹⁾ ・ 控除不可の拠出からの引出しについては元本部分が非課税	・ 口座開設から5年以上経過し、かつ59.5歳以降の引出しは非課税 ²⁾
必要最低給付(引出し)	・ 70.5歳に達した後の4月1日までに引出しを開始する必要あり	・ 70.5歳以降も引出しを開始する必要なし ・ 死亡後は引出す必要あり

(注) 1) 59.5歳未満での引出しに対しては、通常の所得税および10%のペナルティ税がかかる。

2) 59.5歳未満での引出しに対しては、引出額のうち収益部分に対して通常の所得税および10%のペナルティ税がかかる。

IRA (ロス IRA を含む) の拠出限度額と伝統的 IRA 拠出のための所得制限 (単位: ドル)

	通常の IRA 拠出限度額	キャッチアップ拠出額	伝統的 IRA 拠出の所得制限
2006年	4,000	1,000	75,000～85,000
2007年	↓	↓	83,000～103,000
2008年	5,000		85,000～105,000
2009年	↓		89,000～109,000
2010年			89,000～109,000
2011年			90,000～110,000
2012年	↓		92,000～112,000
2013年	5,500		95,000～115,000
2014年	↓		96,000～116,000
2015年			98,000～118,000
2016年			98,000～118,000
2017年			99,000～119,000
2018年	↓		101,000～121,000
2019年	6,000	↓	103,000～123,000

(注) 1) 拠出限度額については年間報酬額を超えることはできない。また、2009年以降毎年インフレ調整される。

2) 所得制限の数値は夫婦合算申告者の場合。

7. 税制上の優遇措置(2)——401(k)を中心として アメリカの年金制度は基本的に確定給付型年金(DB)と確定拠出型年金(DC)に分かれるが、後者の代表である401(k)プランは、利益分配プラン、株式賞与プラン、マネーパースェス・プラン(ERISA以前のもの)など多くのDCプランの中で、内国歳入法401条(k)項の条件を満たすものを指す。401(k)プランが他のDCと異なるのは、従業員に課税前拠出が認められる点にある。すなわち、その正式名称が「Cash or Deferred Arrangement(現金または給付の繰延べに関する取決め)」であるように、401(k)プランでは、給与のうち一定額までは、そのまま現金で受け取るか、適格年金プランに非課税拠出するかを選択できる。そして拠出を選択すれば、将来、年金または一時金で受給する時点まで課税が繰り延べられる。しかし、伝統的IRAと同様に、59.5歳に達する前に積立金を引き出した場合は通常の所得税に加えて10%のペナルティ税が課される。また401(k)プランでも、在職中でない限り、加入者は70.5歳に達して以降、一定額以上の引出しを開始しなければならない。2001年には、拠出限度額の段階的引上げ(それまで10,500ドルだったものを2002年に11,000ドルへ、以降、毎年1,000ドルずつ引き上げ2006年には15,000ドルとし、2007年以降はインフレ調整する。)、50歳以上の加入者によるキャッチアップ拠出の新設、さらにはロスIRAと同様な「ロス401(k)」の導入(2006年以降)などの改正が行われている。

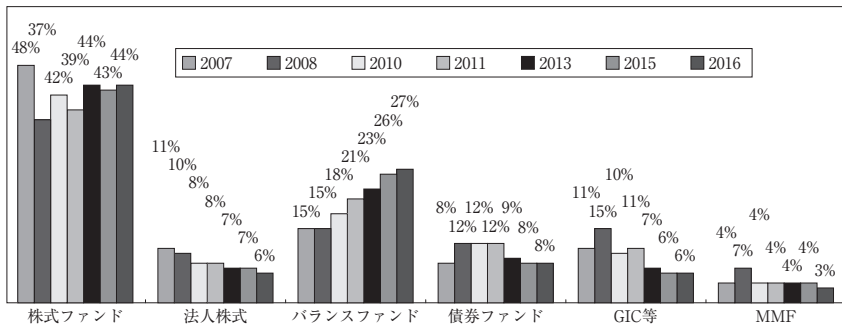
401(k)プランなどDCの主な特徴としては、DBと異なり、従業員ごとの個別口座があり、いつでも自らの積立金残高の状況を確認できること、またそのため転職時には他の企業年金やIRAへの移管が容易に行えることなどがある。一方、企業側にとっても、DCでは、DBのような複雑な年金数理計算が必要でないためにその運営管理費用が安いことや従業員に給付額を保証しないために年金債務が発生しないといった利点がある。アメリカでは80年代に景気が低迷し大企業がレイオフを進めたという社会的背景から、年金ポータビリティの確保とIRAの利用により税制上の優遇措置を継続できるという点で自助努力による老後の備えができる401(k)に対する意識が高まり、それ以降急速に普及していった。その結果、401(k)プランの資産残高は85年の1,439億ドルから2017年には5兆3,250億ドルへと膨れ上がっている。

401(k)プランの拠出限度額 (単位: ドル)

	通常の拠出限度額	キャッチアップ拠出額
2015年	18,000	6,000
2016年	18,000	6,000
2017年	18,000	6,000
2018年	18,500	6,000
2019年	19,000	6,000

(注) 拠出限度額については年間報酬額を超えることはできない。
毎年インフレ調整される。

401(k)プランの平均的資産構成(総資産に占める割合)



[出所] EBRI, *Issue Brief*, No.458, 2018より作成。

年金資産残高の推移

(単位: 10億ドル)

年	IRA	DC プラン ¹⁾		私的 DB プラン	州地方 政府年金 プラン	連邦政 府年金 プラン ²⁾	生命保険 年金 ³⁾	合計
		総額	うち401(k)					
2008	3,681	3,558	2,203	1,979	2,468	1,037	1,263	13,987
2009	4,488	4,211	2,718	2,228	2,745	1,101	1,419	16,193
2010	5,029	4,769	3,119	2,481	2,946	1,168	1,583	17,977
2011	5,153	4,745	3,112	2,525	2,851	1,236	1,604	18,113
2012	5,785	5,255	3,495	2,709	3,168	1,276	1,735	19,928
2013	6,819	6,153	4,148	2,892	3,554	1,377	1,916	22,710
2014	7,292	6,511	4,406	3,003	3,730	1,445	1,988	23,968
2015	7,477	6,467	4,377	2,861	3,679	1,519	1,996	23,999
2016	8,080 ^e	6,930	4,741	2,935	3,819	1,603	2,062	25,429
2017	9,200 ^e	7,734	5,325	3,169	4,279	1,695	2,226	28,302

(注) 1) 403(b)プラン, 457プラン, 民間企業提供のDCプランなどを含む。

2) the civil service retirement and disability fund, the military retirement fund, the judicial retirement funds, the Railroad Retirement Board, and the foreign service retirement and disability fund による財務省証券保有を含む。

3) 生命保険会社におけるすべての固定・変額年金積立て金から退職金制度, IRA で保有される年金を引いたもの。

4) eは推定値。

[出所] Investment Company Institute, *The U.S. Retirement Market, Third Quarter 2018*, より作成。

8. 非居住者に対する課税 米国では税法上、個人を米国市民と外国人に分類する。外国人のうち米国居住者の課税対象は米国市民と同じく全世界所得である。それに対して、米国非居住者の課税対象は国内（米国）源泉所得である。課税対象の国内（米国）源泉所得は、「米国事業と関連のある所得」（Income Effectively Connected with U.S. Trade or Business）と「固定的、確定可能な定期所得」（Fixed or Determinable Annual or Periodical Income）に区分される。前者については、米国居住者と同様に課税され、申告には Form1040NR を用いる。また、後者に対しては、原則として30%の税率で源泉徴収される。源泉徴収が適切に行われていない場合や源泉徴収額に超過がある場合には Form1040NR を提出する。なお、各国との租税条約に規定された軽減税率の適用がある場合は、源泉徴収税率は軽減される。

アメリカの金融機関などから利子や配当などを受け取る非居住者が、租税条約による源泉徴収の免除や軽減税率の適用を受ける場合、FormW-8BEN（個人以外の場合はFormW-8BEN-E）を源泉徴収義務者などに提出する。非居住者がFormW-8BENを提出しなかった場合はバックアップ源泉税がかかる。また、FormW-8BENには内国歳入庁（IRS）が発行する個人納税者番号（Individual Taxpayer Identification Number：ITIN）もしくは社会保障庁（SSA）が発行する社会保障番号（Social Security Number：SSN）を記載する。ただし、申告の内容によっては記載不要となることもある。

日米間の租税条約については、新日米租税条約が2004年3月30日に日米両国の批准書の交換により発効し、同年7月1日から適用となっている。さらに2013年1月24日（米国時間）にワシントンにおいて、租税条約の一部を改正する議定書（以下、改正議定書）の署名が行われた。改正議定書では両国間の投資交流を一層促進するため、投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象が拡大されている。より具体的には、配当の免税要件が持株割合50%超、保有期間12カ月以上だったのが、持株割合50%以上、保有期間6カ月以上となった。また利子については、金融機関等が受益者である利子は免税、金融機関等以外が受益者である利子は原則として税率10%であったが、原則として免税となった。さらに相互協議手続に仲裁制度を導入したり、徴収共助の対象が拡大している。

非居住者の課税対象

米国事業と関連のある所得の例	固定的、確定可能な定期的所得の例
・事業所得 ・ビジネス目的の預金口座よりの利息収入 ・ビジネス目的の株式よりの配当 ・給与 ・コミッション ・米国での役務提供に対して後日受け取る退職金及び年金（給与の源泉地の決定は日数按分で、一定の経済的利益は地理的条件による） ・ハワイの賃貸不動産の売却益 ・米国でビジネスに使用された資産の売却損益	・受取配当 ・受取利息 ・賃貸所得 ・ロイヤリティ ・年金 ・ソーシャルセキュリティベネフィット ・パテント ・コピーライト

〔出所〕長澤則子〔2018〕、『米国所得税申告 基礎Ⅰ・Ⅱ』バプフルより作成。

アメリカ合衆国との租税条約を改正する議定書のポイント

1. 源泉地国免税の拡大

投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象が、以下のとおり拡大されている。

	現行条約	改正条約
配当	免税要件：持株割合50%超 保有期間12ヶ月以上	免税要件：持株割合50%以上 保有期間6ヶ月以上
利子	原則：10% 金融機関等の受取利子：免税	原則：免税

2. 相互協議手続における仲裁制度の導入

条約の規定に適合しない課税に関する相互協議手続に関して、両国の税務当局間の協議により2年以内に事案が解決されない場合には、納税者からの要請に基づき、第三者から構成される仲裁委員会の決定により事案を解決することが新たに規定されている。

3. 徴収共助の拡充

相手国の租税債権の徴収を相互に支援する制度（徴収共助）は、現行条約では条約濫用の場合に対象範囲が限定されているが、改正後は滞納租税債権一般について適用されるように対象範囲が拡大されている。わが国の租税については、所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、消費税、相続税、贈与税が対象となる。

〔出所〕財務省ホームページより作成。